

2-(4) 転職をご検討中の方へ

2

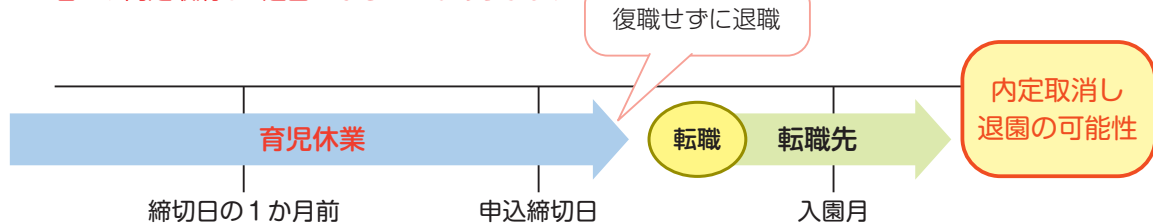
注意事項



事前に届出なく、申込み後から入園月の末日までに、**転職等により指数が下がる変更があった場合、内定取消または退園になることがあります。**



育児休業中および育児休業取得予定でお申込みの方が、育児休業前の就労先に復職せずに転職した場合は、内定取消し・退園となる場合があります。



ここでは転職における基本的な考え方をお示ししています。**最終的な保育認定の要件や指数は、提出のあった書類をもとに決定します。**

① 申込締切日までに転職する方

- ① 申込締切日時点において、転職先で1か月以上勤務している場合



- ② 前職を辞めてから転職するまで1か月を超えた期間が空き、かつ申込締切日時点で転職先での就労期間が1か月未満の場合

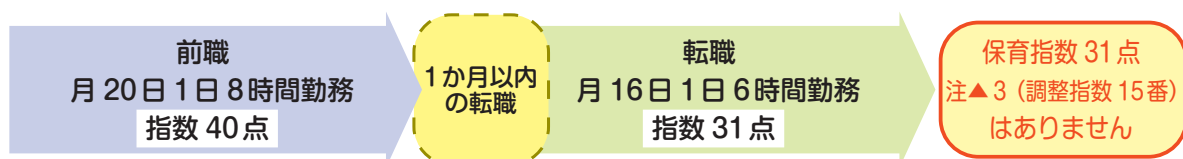


申込締切日時点で、転職先での就労期間が1か月未満の方は、**調整指数 15 番により3点減算**されます。



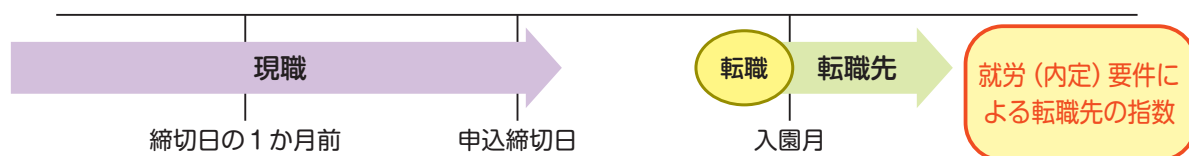
ただし、以下2つの条件を満たすと調整指数 15 番による減算の対象になりません。

- ① 前職の退職日から1か月以内の転職
- ② 保育指数が変わらない場合 または 保育指数が下がる場合



② 申込締切日の翌日以降に転職する予定の方

① 申込締切日の翌日以降に退職し、入園月の末日までに転職する予定がある場合



❗ 申込締切日の翌日から入園月の末日までの間に、新たに就労を開始する場合は、原則就労(内定)の要件が適用されます。

❗ 現職の退職日から1か月以内に転職し、勤務を開始する場合は、就労(内定)ではなく就労要件で指数算定します。

❗ ただし、転職先の契約日数・時間が現職から上がる場合は、就労要件(転職前)と就労内定(転職後)を比較し、高い方の指数で算定します。

② 転職予定だが、申込締切日時点で転職先が決まっていない場合



③ 転職予定だが、入園月の翌月1日以降に就労開始する場合



❗ 「申込締切日で転職先が決まってない場合」や「入園月中に就労開始できない場合」は、**【求職】**要件での指数算定になります。

③ 転職にあたって提出が必要な書類

転職した場合は、以下の書類を準備の上、ご提出ください。

申込締切日時点の状況	転職済み	転職先内定中 (現職就労中)	転職先内定中 (前職退職済み)	転職先が未定
申込時に必要な書類	・ 転職先の『就労証明書』	・ 現職の『就労証明書』 ・ 転職先の『就労証明書』	・ 転職先の『就労証明書』	・ 現職の『就労証明書』
あとから必要な書類	特になし	・ 『保育園等利用申込内容変更届』 ・ 転職先の『就労開始証明書』	・ 転職先の『就労開始証明書』	・ 『保育園等利用申込内容変更届』 ・ 転職先の『就労証明書』